

飯山市文化財保護条例(抜粋)

第7章 審議会

(設置)

第39条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、飯山市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第40条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第41条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 特別の事項について調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第42条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特定の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第43条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第44条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。